

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

地震・津波対策編	第1部 総則 P1 第2部 災害予防 P4 第3部 災害応急対策 P21 第4部 災害復旧・復興 P51 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画 P52
----------	---

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策 1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする<u>（平成31年3月策定、計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間。）</u>。既に最終目標を達成した指標について更に取り組みを推進するとともに、<u>コロナ禍社会への対応をはじめとする計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、計画を着実に推進するため、計画中間年にあたる令和3年度に中間見直しを実施した。全56目標指数のうち、22目標指数を見直した。</u> ○ 大分県地震・津波防災アクションプラン （1）減災目標 大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約6百人に軽減）の達成を目指す。 さらに、これらの目標にとどまらず、<u>死者数</u>を限りなくゼロにすることを目指す。 （2）具体的な防災・減災対策（施策体系） 上記減災目標を達成するために、次のとおり「3つの柱」「27の施策項目」「<u>97</u>のアクションプラン項目」の施策体系に沿って、着実に推進する。	第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策 1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「<u>第2期大分県地震・津波防災アクションプラン</u>」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする<u>（令和7年3月策定、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。）</u>。<u>第2期大分県地震・津波防災アクションプランでは、前回のプランを踏襲しつつ、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化など新たな要素を追加した。</u> ○ 大分県地震・津波防災アクションプラン （1）減災目標 大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約6百人に軽減）の達成を目指す。 さらに、これらの目標にとどまらず、<u>人的被害</u>を限りなくゼロにすることを目指す。 （2）具体的な防災・減災対策（施策体系） 上記減災目標を達成するために、次のとおり「3つの柱」「27の施策項目」「<u>100</u>のアクションプラン項目」の施策体系に沿って<u>58の目標指標を設定し、</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第1部 総則

改正前	改正後
<u>(図表)</u>	着実に推進する。 <u>(削除)</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。 (略) (3) <u>西日本電信電話</u>株式会社（大分支店） 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。 (略) (10) 九州電力株式会社（大分<u>支社</u>）	第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。 (略) (3) <u>NTT 西日本</u>株式会社（大分支店） 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。 (略) (10) 九州電力株式会社（大分<u>支店</u>）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防災事業 2 土砂災害防止事業 (1) 土砂災害防止事業の基本方針 (略) また、<u>宅地造成</u>については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の<u>宅地造成</u>の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。 4 海岸保全事業 (2) 海岸保全事業の実施 (略) ロ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進 地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。 また、水門等の開閉体制、開閉手順、<u>平常時</u>の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。 5 港湾・漁港整備事業 (1) 港湾・漁港整備事業の基本方針 港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、<u>中津港、大分港、臼杵港、佐伯港に耐震岸壁を整備する。また、県北地域の拠点港として中津港を位置づける。</u>	第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防災事業 2 土砂災害防止事業 (1) 土砂災害防止事業の基本方針 (略) また、<u>盛土等</u>については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の<u>盛土等</u>の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。 4 海岸保全事業 (2) 海岸保全事業の実施 (略) ロ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進 地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。 また、水門等の開閉体制、開閉手順、<u>平時</u>の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。 5 港湾・漁港整備事業 (1) 港湾・漁港整備事業の基本方針 港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、<u>耐震強化岸壁等</u>を整備する。 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
(略) 第4節 都市・地域防災環境整備 2 都市の防災構造化 (略) (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施 (略) ホ 防災拠点の確保・整備 都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平常時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。 第5節 建築物等の安全性の確保 1 公共施設の安全性確保 (略) ハ 非常用電源設備等の整備 再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<u>平常時</u>から点検に努める。 第6節 公共施設等の災害予防 1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村） (1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針	第4節 都市・地域防災環境整備 2 都市の防災構造化 (略) (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施 (略) ホ 防災拠点の確保・整備 都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。 第5節 建築物等の安全性の確保 1 公共施設の安全性確保 (略) ハ 非常用電源設備等の整備 再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、<u>平時</u>から点検に努める。 第6節 公共施設等の災害予防 1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（<u>生活環境部環境保全課</u>、土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村） (1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。 (2) 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防事業の実施 イ 上水道 各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。 ロ 下水道 新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐震性及び耐浪性を確保する。また、既設下水道施設については、耐震性及び耐浪性の向上を図るために、地震・津波時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐震化・耐浪化の促進に努める。 3 ガス施設の災害予防（大分瓦斯株式会社） (略)	上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、<u>上下水道一体となって</u>、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、<u>耐災害性強化を促進する。</u> (2) 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防事業の実施 イ 上水道 各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。 <u>市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> ロ 下水道 新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐災害性を有した整備を行う。既設下水道施設については、<u>耐震及び浸水津波対策</u>を図るために、下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、<u>耐災害性強化</u>の促進に努める。 3 ガス施設の災害予防（大分瓦斯株式会社） (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
(2) ガス施設災害予防事業の実施 (略) ハ 需要家への啓発対策 <u>平常時</u>からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。 4 通信設備の災害予防 (<u>西日本電信電話</u>株式会社) (略) (3) 災害対策用資材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、<u>平常時</u>から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。	(2) ガス施設災害予防事業の実施 (略) ハ 需要家への啓発対策 <u>平時</u>からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。 4 通信設備の災害予防 (<u>NTT 西日本</u>株式会社) (略) (3) 災害対策用資材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、<u>平時</u>から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で<u>3,565</u>組織、組織率は<u>97.86</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は<u>コロナ禍の影響を受け</u>令和3年度実績で<u>45.6</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。 3 自主防災組織の果たす役割と活動 (1) 行政と地域住民との架け橋 東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が<u>平常時</u>からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。 (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。	第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織<u>等</u>の数は令和7年4月1日時点で<u>3,698</u>組織、組織率は<u>97.8</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいる。<u>また</u>、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和6年度実績で<u>84.7</u>%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 3 自主防災組織の果たす役割と活動 (1) 行政と地域住民との架け橋 東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が<u>平時</u>からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。 (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>防災士等の多様な主体との連携を通じて</u>災害時に

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
(略) 6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育 (略) (8) 災害教訓の伝承 (略) 県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化 3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者<u>個々</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、	有効な体制づくりを行う。 (略) 6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育 (略) (8) 災害教訓の伝承 (略) <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>また、県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化 3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者<u>一人ひとり</u>の状況に応じた支援活動が重要で

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センター」や「<u>(公財)おおいた共創基金</u>」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。 <u>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。</u> なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。	あり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する(福)大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センターや<u>災害中間支援組織、被災者援護協力団体</u>などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築<u>することで、災害時に</u>ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワーク<u>や災害中間支援組織が実施する情報共有会議等</u>に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。 <u>さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。</u> なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
第5節 要配慮者の安全確保 (略) 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略)	第5節 要配慮者の安全確保 (略) 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 (略) ヘ 市町村は、避難支援等関係者に<u>平常時</u>から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても<u>平常時</u>から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。 ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) (2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、<u>平常時</u>において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 (略) (3) 福祉避難所の指定 (略)	ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 (略) ヘ 市町村は、避難支援等関係者に<u>平時</u>から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても<u>平時</u>から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。 ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) <u>ヌ 県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (略) (2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、<u>平時</u>において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 (略) (3) 福祉避難所の指定 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
【福祉避難所について】 (略) 2 福祉避難所への入所対象者の把握 市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を<u>平常時</u>に把握しておく。 第6節 帰宅困難者の安全確保 2 県民、事業所・学校等への啓発 (1) 県民への啓発 県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、<u>平常時</u>からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。 第7節 県民運動の展開 1 自助の推進 (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。	【福祉避難所について】 (略) 2 福祉避難所への入所対象者の把握 市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を<u>平時</u>に把握しておく。 第6節 帰宅困難者の安全確保 2 県民、事業所・学校等への啓発 (1) 県民への啓発 県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、<u>平時</u>からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。 第7節 県民運動の展開 1 自助の推進 (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。<u>また、県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定等 (略) さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。 (略) (3) 職員の動員配備対策の充実 (略) ト 職員の家庭における安全確保対策の徹底 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用ブロードバンド伝言板171</u>」など）の利用 (略) (5) 災害情報の収集・伝達体制の充実 イ 情報機器の整備と通信手段の多様化 (略) (ロ) 情報通信機器等の充実 (略) ・ヘリコプターテレビシステムに加え、沿岸部や離島への固定カメラの増設な	第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定等 (略) さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。<u>また、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるほか、自らが派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u> (略) (3) 職員の動員配備対策の充実 (略) ト 職員の家庭における安全確保対策の徹底 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「<u>災害用伝言板（web171）</u>」など）の利用 (略) (5) 災害情報の収集・伝達体制の充実 イ 情報機器の整備と通信手段の多様化 (略) (ロ) 情報通信機器等の充実 (略) ・ヘリコプターテレビシステムに加え、沿岸部や離島への固定カメラの増設な

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
ど画像情報の収集・連絡システムの充実 (ハ) 通信手段の多重化 大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を<u>平常時</u>から構築する。 (略) ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 (イ) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう<u>平常時</u>においても利用する。 第2節 活動体制の確立 1 県職員の防災能力の向上 (略) (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、<u>平常時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。 (略) (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成	ど画像情報の収集・連絡システムの充実 <u>・災害時に災害対応基本共有情報（EEI）等に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ関連システムの構築等に努める。</u> (ハ) 通信手段の多重化 大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を<u>平時</u>から構築する。 (略) ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 (イ) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう<u>平時</u>においても利用する。 第2節 活動体制の確立 1 県職員の防災能力の向上 (略) (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、<u>平時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。 (略) (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、<u>平常時</u>から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 (略) 2 連携体制の充実及び応援体制の強化 (略) (2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。 (略) ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結 災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。 ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 (略)	防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、<u>平時</u>から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 (略) 2 連携体制の充実及び応援体制の強化 (略) (2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。 (略) ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結 災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、<u>当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で</u>、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。 ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 <u>ホ 市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、<u>県民生活・男女共同参画課</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、<u>農林水産部農林水産企画課</u>、警察本部） （略） （4）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実 （略） イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発 ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進 ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導 ニ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進 ホ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築 （略） 4 交通確保・輸送体制の充実 （略） （3）緊急輸送道路の整備等	<u>努める。</u> （略） 3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、<u>協働・共助推進室</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、警察本部） （略） （4）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実 （略） イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発 ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進 ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導 ニ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進 ホ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築 <u>へ 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握</u> （略） 4 交通確保・緊急輸送体制の充実 （略） （3）緊急輸送道路の整備等

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
(略) ホ 道路啓開の実施 大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。 (略)	(略) ホ 道路啓開の実施 大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。 <u>また、大分県道路啓開計画は、定期的に見直しを行うものとする。</u> (略) <u>(二) レッカー団体との協定</u> <u>県は「災害時における車両等の移動協力に関する協定」に基づき、大規模地震発生時など対応が必要となった場合に備え、各団体と連絡体制の確認や訓練等を実施し、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。</u>
5 広報体制の充実 (略) (4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ 聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。 また、<u>平常時</u>より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。 (略)	5 広報体制の充実 (略) (4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ 聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。 また、<u>平時</u>より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。 (略)
7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため県は、住家被害調査に係る実践的な研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。また、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の	7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため県は、住家被害調査に係る実践的な研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。また、市町村間<u>や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との</u>応

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
構築を市町村に指導する。 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、総務部<u>電子自治体推進課</u>、(略)) (略) (4) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。 (略) (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部<u>県民生活・男女共同参画課</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支	援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。 第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、総務部<u>デジタル政策課</u>、(略)) (略) (4) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者<u>に加えて、保健・福祉関係者</u>の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。 (略) (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備 <u>(ル) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用体制の整備</u> 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部<u>協働・共助推進室</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村) (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。 また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 <u>備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。</u> (略) (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 <u>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け</u>、不動産関係団体と協定を締結し、<u>その際の</u>取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。 また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>応急仮設住宅を提供</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。 「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、<u>県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備する</u>ものとする。 (略) (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置	福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村) (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。 また、県との連携により、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ</u>、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>、毛布、<u>プライバシー保護のためのパーティション</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 <u>なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</u> (略) (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 <u>賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け</u>、不動産関係団体と協定を締結し、<u>災害時の</u>取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。 また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>建設型応急住宅を供給</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体や<u>木造住宅団体など、多様な住宅供給団体</u>と協定を締結する。 「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、<u>県と市町村が連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておく</u>ものとする。 (略) (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
要配慮者、災害により<u>孤立化する危険のある</u>地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。 第5節 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。 (略) 市町村は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。 <u>令和3年4月1日現在の備蓄状況</u> <u>(図表)</u>	要配慮者、災害により<u>孤立する可能性のある</u>地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。 第5節 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>新物資システム (B-P1o) を活用し</u>、平時から、訓練等を通じて、<u>施設ごとの</u>物資の備蓄状況や運送手段<u>等</u>の確認・更新を<u>定期的</u>に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。 (略) 市町村は、孤立が想定される地域について、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。 <u>県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。</u> <u>令和7年4月現在の備蓄状況</u> <u>(図表) ※最新の状況に更新</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用ブロードバンド伝言板171」</u>など）の利用	第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用伝言板（web171）」</u>など）の利用

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 (略) 【福祉保健医療部】	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 ・水道被害状況の把握 ・給水車の調整 (略) 【福祉保健医療部】

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の派遣 ・<u>医療支援チーム、保健活動チーム（保師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣</u> （略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>医療支援チーム、保健</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） （<u>総務班</u>） ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整	・救急医療体制の確立 ・<u>保健医療福祉活動チーム</u>（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWA T）、<u>医療支援チーム、保健師等チーム等</u>）の派遣 （略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>保健医療福祉</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） （<u>庶務班</u>） ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) 1 1 <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 西日本電信電話 (株) 大分支店内 1 5 九州電力(株)大分<u>支社</u>非常災害対策本部 (略) (3) 設置場所 九州電力(株)大分<u>支社</u>内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置 (1) 津波警報等の伝達系統 津波警報等の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。 <u>西日本電信電話</u> (株)	(略) 1 1 <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 NTT 西日本 (株) 大分支店内 1 5 九州電力(株)大分<u>支店</u>非常災害対策本部 (略) (3) 設置場所 九州電力(株)大分<u>支店</u>内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) <u>(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 1 1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置 (1) 津波警報等の伝達系統 津波警報等の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。 <u>NTT 西日本</u> (株)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 (略) ヲ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。 (略) (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報） (略) (ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 (略) 九州電力㈱大分<u>支社</u>	第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システム<u>等</u>の活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 <u>また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。</u> (略) ヲ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u> (略) (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報） (略) (ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 (略) 九州電力㈱大分<u>支店</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>西日本電信電話</u>（株）大分支店 （略） （3）総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店 ・ 九州電力（株）大分<u>支社</u> 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 （1）救助の程度及び期間 <u>（図表）</u> （2）応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>（図表）</u> 第7節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 （略） 1 市町村における応急対策に関する状況把握等	<u>NTT 西日本</u>（株）大分支店 （略） （3）総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店 ・ 九州電力（株）大分<u>支店</u> 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 （1）救助の程度及び期間 <u>（図表）※最新の状況に更新</u> （2）応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>（図表）※最新の状況に更新</u> 第7節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 （略） 1 市町村における応急対策に関する状況把握等

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣 (1) のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1 で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>統</u>括管理者）が行う。 (略) 4 運航体制及び時間 (1) 365 日体制とする。ただし、運航不能時は<u>5 県（熊本・大分・宮崎・鹿児</u>	大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を<u>地区</u>情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による<u>本庁</u>情報連絡員の派遣 (1) のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に<u>本庁</u>情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1 で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>総</u>括管理者）が行う。 (略) 4 運航体制及び時間 (1) 365 日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>島・長崎</u>）応援協定により対応する。 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 （略） 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請す	第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。<u>なお、県庁における自衛隊の活動拠点は、本館2階正庁ホールに設置する。</u> 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 （略） <u>（36）災害時における車両等の移動協力に関する協定</u> （略） 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請す

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
るものとする。 <u>6</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>7</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。	るものとする。 <u>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>6 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>7 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。</u> <u>8 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 (略) b. 輸送方法 aの要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請	第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、<u>一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下、「AZ-COM ネットワーク」という。）</u>との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 (略) b. 輸送方法 aの要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、<u>由布市バイク隊及び AZ-COM ネットワーク</u>は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図る</u>よう努める。 第17節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平常時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分<u>支社</u>、<u>西日本電信電話</u>(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。	輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える</u>よう努める。 第17節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分<u>支店</u>、<u>NTT 西日本</u>(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 7 県が実施する救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 7 県が実施する救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は<u>地区</u>情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお<u>地区</u>情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
第5節 救急医療活動				第5節 救急医療活動			
(略)				(略)			
○救急医療活動の実施				○救急医療活動の実施			
□ <u>災害医療対策本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉				□ <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> 〉			
(略)				(略)			
2 主な機関の救急医療活動				2 主な機関の救急医療活動			
機関名		発災 (緊急対策) (応急対策)	72 時間	機関名		発災 (緊急対策) (応急対策)	72 時間
大分県	福祉保健部	○ <u>災害医療対策本部</u> （DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置	→	大分県	福祉保健部	○ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置	→
		○医療情報の収集及び提供				○医療情報の収集及び提供	
大分県	福祉保健部	○大分DMA T及び医療救護班への出動要請	→	大分県	福祉保健部	○大分DMA T及び医療救護班への出動要請	→
		○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>災害医療対策本部</u> （DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請				○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請	
大分県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>災害医療対策本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→	大分県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>保健医療福祉調整本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→
		○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）				○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）	
大分県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→	大分県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→
		○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請				○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請	
大分県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→	大分県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→
		○広域医療搬送のためのSCUの設置要請				○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
	保 健 所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→		保 健 所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
	市町村	○医療救護所の設置 → ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→		市町村	○医療救護所の設置 → ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→
	日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施 →	→		日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施 →	→
	災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送 →	→		災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送 →	→
	大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 → ○ 災害医療対策本部 での活動 →	→		大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 → ○ 保健医療福祉調整本部 での活動 →	→
	大分県医師会	○医療救護活動の実施 →	→		大分県医師会	○医療救護活動の実施 →	→
	大分大学医学 部 附属病院	○医療救護活動の実施 →	→		大分大学医学 部 附属病院	○医療救護活動の実施 →	→
	大分県看護協 会	○災害看護活動の実施 →	→		大分県看護協 会	○災害看護活動の実施 →	→
	大分県薬剤師 会	○医療救護活動の実施 →	→		大分県薬剤師 会	○医療救護活動の実施 →	→
	大分県歯科医 師会	○医療救護活動の実施 →	→		大分県歯科医 師会	○医療救護活動の実施 →	→

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)		大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)	
(略)			(略)		
4 救急医療活動の実施			4 救急医療活動の実施		
(1) <u>災害医療対策本部</u> の設置			(1) <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置		
福祉保健医療部医療活動支援班は、県庁内に <u>災害医療対策本部</u> (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等) を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。			福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> は、県庁内に <u>保健医療福祉調整本部</u> (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等) を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。		
(略)			(略)		
(3) 災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班等の派遣			(3) 災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班等の派遣		
(略)			(略)		
ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁 (<u>災害医療対策本部</u> (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等)) への派遣を要請する。			ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁 (<u>保健医療福祉調整本部</u> (DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等)) への派遣を要請する。		
ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁 (<u>災害医療対策本部</u> (DMAT調整本部)) への派遣を要請する。			ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁 (<u>保健医療福祉調整本部</u> (DMAT調整本部等)) への派遣を要請する。		
(略)			(略)		
(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整			(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画	(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 <u>ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。</u> (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
の定めるところにより実施する。	の定めるところにより実施する。 <u>なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健活動チーム</u>、<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)	第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健師等チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平常時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。 (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。 (略) 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもとなる。	(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。<u>特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。</u> (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を<u>必要に応じて</u>実施する。 (略) 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもとなる。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。	<u>また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難所運営コーディネーター」を養成する。</u> (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>新物資システム（B-Pl0）</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に<u>加え、トイレカーの導入を検討する</u>など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （７）女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 （略） ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>子</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 （略） 6 避難生活者の保護・救援 （略） （２）<u>保健活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。	県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。</u> （７）女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 （略） ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>こ</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>こ</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 （略） 6 避難生活者の保護・救援 （略） （２）<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 （略） 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 （略） さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 4 車中泊避難者への支援	(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、<u>避難所や在宅、車中泊等</u>避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 （略） 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 <u>・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 （略） さらに、市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 4 車中泊避難者への支援

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。 6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 (略) 第3節 食料供給 (略) 1 食料の供給責任体制 (略) (3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。	やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 <u>また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。</u> 5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。 6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 (略) 第3節 食料供給 (略) 1 食料の供給責任体制 (略) (3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 （略） 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、通信輸送部通信・輸送班〉 （略） ○給水班の派遣〈支援物資部〉 （略） ○<u>厚生労働省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班〉 （略）	イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>新物資システム (B-P1o)</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 （略） 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、通信輸送部通信・輸送班 （略） ○給水班の派遣〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、<u>総務班</u>〉 （略） ○<u>国土交通省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班、<u>被災者救援部</u>〉 （略）

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部食糧班</u>は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部は給水について、被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ</u> 学校プールその他適当な場所への貯水 <u>ロ</u> 災害時協力井戸による給水 <u>ハ</u> 浄水剤の支給による給水 第6節 医療活動 (略) □<u>災害医療対策本部</u>の設置<福祉保健医療部医療活動支援班>	2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部、被災者救援部</u>は、被災地域への給水について、相互連携のもと調整を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部、<u>被災者救援部は被災地域へ</u>の給水について、<u>相互連携のもと</u>被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班、<u>被災者救援部</u>が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 給水車による給水</u> <u>ロ</u> 学校プールその他適当な場所への貯水 <u>ハ</u> 災害時協力井戸による給水 <u>ニ</u> 浄水剤の支給による給水 第6節 医療活動 (略) □<u>保健医療福祉調整本部</u>の設置<福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>災害医療対策本部</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。	<u>生班</u>＞ (略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>保健医療福祉調整本部</u> <u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。<u>また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(3) 医療救護班の調整 <u>災害医療対策本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班> □災害時健康危機管理支援チームの派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> ○保健衛生活動の実施<地区災害対策本部保健所班> □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握	(3) 医療救護班の調整 <u>保健医療福祉調整本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班> □災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> ○保健衛生活動の実施<<u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班</u>、地区災害対策本部保健所班> <u>□保健医療福祉調整本部の設置</u> □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームを編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時公衆衛生対策チーム</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（DPA T）等の専門職）</u>の派遣要請	県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム<u>（DHEAT）</u>を編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 <u>なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市町村の活動を支援する。</u> (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣要請

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇨市町村<u>教育委員会</u>⇨大分県教育委員会⇨文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村<u>教育委員会</u>と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。	第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇨市町村⇨大分県教育委員会⇨文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。	第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。<u>また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。</u>県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力(株)大分支店、NTT西日本(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
第1章 総則 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域 1 地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号） 南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域は、大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町である。 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 第1節 津波からの防護のための施設の整備等 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等 海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。また、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。 （略） 第3節 津波対策等 津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。	第1章 総則 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域 1 地震防災対策推進地域（令和7年7月2日内閣府告示第107号） 南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震防災対策推進地域は、大分市、別府市、中津市、<u>日田市</u>、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、<u>玖珠町</u>である。 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 第1節 津波からの防護のための施設の整備等 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等 海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。また、水門等の開閉体制、開閉手順、<u>平時</u>の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。 （略） 第3節 津波対策等 津波から迅速に避難するための、<u>消防団の育成・強化</u>、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「<u>第2部第3章第4節消防団・ボランティアの育成・強化</u>」及び「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等 第5節 避難対策等 (2) 避難情報等 (略) 県と市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。	第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等 第5節 避難対策等 (2) 避難情報等 (略) 県と市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

風水害等対策編	第1部 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1 第2部 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4 第3部 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 23 第4部 災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 55 第5部 火山災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 57
---------	--

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第3章 大分県における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風 1 気象災害の概要 県下の主な気象災害は下表のとおりである。気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して県下に大きな被害を及ぼしてきた。県下の気象災害の約9割はこれらの大雨による水害・土砂災害であるが、県下の主要河川は改修が進んだため氾濫は少なくなっている。近年では中小河川や都市排水の氾濫あるいは<u>宅地造成地での崖崩れ</u>が目立っている。	第3章 大分県における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風 1 気象災害の概要 県下の主な気象災害は下表のとおりである。気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して県下に大きな被害を及ぼしてきた。県下の気象災害の約9割はこれらの大雨による水害・土砂災害であるが、県下の主要河川は改修が進んだため氾濫は少なくなっている。近年では中小河川や都市排水の氾濫あるいは<u>盛土等に伴う災害の発生</u>が目立っている。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第4章 被害の想定 第1節 豪雨災害・台風 (略) 平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は <u>25</u> 回、市町村に災害救助法を適用した事例が <u>7</u> 回、死者を伴った事例は <u>26</u> 回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。	第4章 被害の想定 第1節 豪雨災害・台風 (略) 平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は <u>34</u> 回、市町村に災害救助法を適用した事例が <u>11</u> 回、死者を伴った事例は <u>31</u> 回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 5 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。 (略) (3) <u>西日本電信電話</u>株式会社(大分支店) 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。 (略) (10) 九州電力株式会社(大分<u>支社</u>)	第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 5 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。 (略) (3) <u>NTT 西日本</u>株式会社(大分支店) 電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。 (略) (10) 九州電力株式会社(大分<u>支店</u>)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村） （1）治山事業の現況 本県の森林面積は、451,000ha で県土の 71%を占め、うち民有保安林は <u>123,283</u>ha でその 79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、4%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は <u>6,962</u> 箇所あり、山腹崩壊危険地区は 2,730 箇所、地すべり危険地区は 119 箇所、崩壊土砂流出危険地区は <u>4,113</u> 箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。 （略） （3）治山事業の実施 イ 山地治山 現在県下には、山地災害危険地区が <u>6,962</u> 箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。 ロ 防災林造成 飛砂、強風、塩害等の被害の防止又は軽減のため、機能の低位な防風保安林等の整備を行う。 ハ 保安林整備 県下に配備されている 約 <u>123,283</u>ha の保安林のうち、公益的機能が低下している森林の改良事業や公益的機能を発揮（向上）させるための保育事業を行う。 （略）	第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村） （1）治山事業の現況 本県の森林面積は、451,000ha で県土の 71%を占め、うち民有保安林は <u>123,674</u>ha でその 79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、4%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は <u>6,965</u> 箇所あり、山腹崩壊危険地区は 2,730 箇所、地すべり危険地区は 119 箇所、崩壊土砂流出危険地区は <u>4,116</u> 箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。 （略） （3）治山事業の実施 イ 山地治山 現在県下には、山地災害危険地区が <u>6,965</u> 箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。 ロ 防災林造成 飛砂、強風、塩害等の被害の防止又は軽減のため、機能の低位な防風保安林等の整備を行う。 ハ 保安林整備 県下に配備されている 約 <u>123,674</u>ha の保安林のうち、公益的機能が低下している森林の改良事業や公益的機能を発揮（向上）させるための保育事業を行う。 （略）

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農地・農村整備課・森林保全課、市町村） （1）土砂災害防止事業の基本方針 （略） また、<u>宅地造成</u>については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の<u>宅地造成</u>の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。 6 港湾整備事業 （2）港湾整備事業の基本方針 （略） また、<u>今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため耐震岸壁等の施設の整備を別府港、大分港、津久見港、佐伯港、臼杵港において進める。</u> （3）港湾整備事業の実施 港湾整備事業は、別冊大分県地域防災計画資料編の計画により整備を促進し、特に過去の実績及び工業立地による輸送量の増加等を考慮して緊急度の高いものから実施する。 第2節 災害危険区域の対策 （略）	2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農地・農村整備課・森林保全課、市町村） （1）土砂災害防止事業の基本方針 （略） また、<u>盛土等</u>については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の<u>盛土等</u>の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。 6 港湾整備事業 （2）港湾整備事業の基本方針 （略） また、<u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、ハード・ソフト一体での高潮対策等を推進する。</u> （3）港湾整備事業の実施 港湾整備事業は、別冊大分県地域防災計画資料編の計画により整備を促進し、特に過去の実績及び工業立地による輸送量の増加等を考慮して緊急度の高いものから実施する。 <u>また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため耐震強化岸壁等の施設の整備を中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港において進める。</u> 第2節 災害危険区域の対策 （略）

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
(9) <u>宅地造成工事規制区域</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づ<u>く</u>指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。 第3節 防災施設の災害予防管理 1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部農地・農村整備課、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、<u>西日本電信電話</u>株式会社、九州電力株式会社) (略) 3 雪害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部道路建設課・道路保全課、市町村、九州電力(株)、九州旅客鉄道株式会社、<u>西日本電信電話</u>株式会社) 第4節 都市・地域の防災環境整備 2 <u>宅地造成地</u>の災害予防対策(土木建築部 都市・まちづくり推進課、市町村) <u>宅地の造成</u>に伴う、<u>崖崩れ、土砂の流出等崩落</u>の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市町村は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、<u>指定</u>区域内における災害予防を促進する。 (略) 3 既成市街地の防災対策 (1) 避難路の確保・整備 都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整	(9) <u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づ<u>き</u>指定<u>された</u>区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。 第3節 防災施設の災害予防管理 1 水害予防管理対策(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部河川課、道路建設課、道路保全課、港湾課、砂防課、農林水産部農地・農村整備課、森林保全課、市町村、九州旅客鉄道株式会社、<u>NTT 西日本</u>株式会社、九州電力株式会社) (略) 3 雪害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部道路建設課・道路保全課、市町村、九州電力(株)、九州旅客鉄道株式会社、<u>NTT 西日本</u>株式会社) 第4節 都市・地域の防災環境整備 2 <u>盛土等</u>の災害予防対策(土木建築部 都市・まちづくり推進課、市町村) <u>盛土等</u>に伴う、<u>災害</u>の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市町村は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を検討し、<u>規制</u>区域内における災害予防を促進する。 (略) 3 既成市街地の防災対策 (1) 避難路の確保・整備 都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、市町村は、<u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。 （２）防災拠点の確保・整備 都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平常時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。	備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、市町村は、<u>平時</u>より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。 （２）防災拠点の確保・整備 都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や<u>平時</u>の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は令和4年4月1日時点で<u>3,565</u>組織、組織率は<u>97.86</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は<u>コロナ禍の影響を受け</u>令和3年度実績で<u>45.6</u>%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。 3 自主防災組織の果たす役割と活動 (1) 行政と地域住民との架け橋 (略) 今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が<u>平常時</u>からコミュニケーションを密にすることが必要である。 (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。 (略)	第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織 2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織<u>等</u>の数は令和7年4月1日時点で<u>3,698</u>組織、組織率は<u>97.8</u>%であり、全国的にみても取組が進んでいる。<u>また</u>、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和6年度実績で<u>84.7</u>%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 3 自主防災組織の果たす役割と活動 (1) 行政と地域住民との架け橋 (略) 今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が<u>平時</u>からコミュニケーションを密にすることが必要である。 (2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり 自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、<u>防災士等の多様な主体との連携を通じて</u>災害時に有効な体制づくりを行う。 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育 (略) (2) 一般県民に対する防災教育 (略) そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (略) (8) 災害教訓の伝承 (略) 県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等によ	6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 第3節 防災教育 3 地域等における防災教育 (略) (2) 一般県民に対する防災教育 (略) そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、<u>①</u>避難時に使用する道路状況を確認すること、<u>②</u>安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、<u>③</u>避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、<u>④</u>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 (略) (8) 災害教訓の伝承 (略) <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
り、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 (略) 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化 4 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者<u>個々</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。 このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「<u>（福）大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センター</u>」や「<u>（公財）おおいた共創基金</u>」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。 <u>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。</u> なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地	<u>る。また、</u>県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 (略) 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化 4 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者<u>一人ひとり</u>の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。 このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センターや<u>災害中間支援組織、被災者援護協力団体</u>などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築<u>することで、災害時に</u>ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。 また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワーク<u>や災害中間支援組織が実施する情報共有会議等</u>に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。 <u>さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。</u> なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略) ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 (略) ヘ 市町村は、避難支援等関係者に<u>平常時</u>から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても<u>平常時</u>から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。 ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略)	方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等 (略) ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。 (略) ヘ 市町村は、避難支援等関係者に<u>平常</u>から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても<u>平常</u>から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。 ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) <u>ヌ 県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
(2) 避難誘導体制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、<u>平常時</u>において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 (略) (3) 福祉避難所の指定 【福祉避難所について】 (略) 2 福祉避難所への入所対象者の把握 市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を<u>平常時</u>に把握しておく。 第6節 帰宅困難者の安全確保 2 県民、事業所・学校等への啓発 (1) 県民への啓発 県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、<u>平常時</u>からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。 第8節 県民運動の展開 1 自助の推進 (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の	<u>る。</u> (2) 避難誘導体制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、<u>平時</u>において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 (略) (3) 福祉避難所の指定 【福祉避難所について】 (略) 2 福祉避難所への入所対象者の把握 市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を<u>平時</u>に把握しておく。 第6節 帰宅困難者の安全確保 2 県民、事業所・学校等への啓発 (1) 県民への啓発 県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、<u>平時</u>からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。 第8節 県民運動の展開 1 自助の推進 (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。	防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。<u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (2) 受援計画の策定等 (略) さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。 (略) (3) 職員の動員配備対策の充実 (略) へ 職員の家庭における安全確保対策の徹底災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。 なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、<u>平常時</u>から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用ブロードバンド伝言板171」</u>など）の利用 (略) (5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の	第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (2) 受援計画の策定等 (略) さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。<u>また、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるほか、自らが派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u> (略) (3) 職員の動員配備対策の充実 (略) へ 職員の家庭における安全確保対策の徹底災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。 なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、<u>平時</u>から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用伝言板（web171）」</u>など）の利用 (略) (5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
充実 ハ 情報通信機器等の充実 (略) (ロ) 情報を早く、確実かつ安全に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラによる映像やテレメーター等による情報収集システムの増強を図る。また、よりすばやい対応ができるよう、2～3 時間後の状態を予測するソフトの導入を図る。 (略) (ヘ) 通信手段の多重化 大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を<u>平常時</u>から構築する。 第2節 活動体制の確立 1 県職員の防災能力の向上 (略) (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、<u>平常時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。 (略) (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間	充実 ハ 情報通信機器等の充実 (略) (ロ) 情報を早く、確実かつ安全に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラによる映像やテレメーター等による情報収集システムの増強を図る。また、よりすばやい対応ができるよう、2～3 時間後の状態を予測するソフトの導入を図る。<u>さらに、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）等に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ関連システムの構築等に努める。</u> (略) (ヘ) 通信手段の多重化 大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を<u>平時</u>から構築する。 第2節 活動体制の確立 1 県職員の防災能力の向上 (略) (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、<u>平時</u>から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。 (略) (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、<u>平常時</u>から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 (略) 2 連携体制の充実及び応援体制の強化 (略) (2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。 (略) ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結 災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。 ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 (略)	及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、<u>平時</u>から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。 (略) 2 連携体制の充実及び応援体制の強化 (略) (2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。 (略) ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結 災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で、<u>当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で</u>、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。 ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 <u>ホ 市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。</u> (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
(3) ボランティアとの連携体制の充実 (略) ハ 県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、<u>平常時</u>に振興局や市町村、市町村社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。 3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室・<u>県民生活・男女共同参画課</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、<u>農林水産部農林水産企画課</u>、警察本部） (略) (4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品等の生活用品の確保体制の充実 (略) イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発 ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進 ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導 ニ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進 ホ 公的備蓄ネットワーク(県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制)の構築 (略)	(3) ボランティアとの連携体制の充実 (略) ハ 県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、<u>平時</u>に振興局や市町村、市町村社協等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。 3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室・<u>協働・共助推進室</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、警察本部） (略) (4) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品等の生活用品の確保体制の充実 (略) イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発 ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進 ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導 ニ 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進 ホ 公的備蓄ネットワーク(県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制)の構築 <u>へ 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握</u> (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
4 交通確保・輸送体制の充実 (略) (3) 緊急輸送道路の整備等 (略) ホ 道路啓開の実施 大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。 ヘ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認 (略)	4 交通確保・緊急輸送体制の充実 (略) (3) 緊急輸送道路の整備等 (略) ホ 道路啓開の実施 大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。 <u>また、大分県道路啓開計画は、定期的に見直しを行うものとする。</u> ヘ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認 (略) <u>(二) レッカー団体との協定</u> <u>県は「災害時における車両等の移動協力に関する協定」に基づき、大規模地震発生時など対応が必要となった場合に備え、各団体と連絡体制の確認や訓練等を実施し、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。</u>
5 広報体制の充実 (略) (4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ 聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。 また、<u>平常時</u>より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。 (略)	5 広報体制の充実 (略) (4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ 聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。 また、<u>平時</u>より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。 (略)
7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため県	7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村) 早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため県

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
は、住家被害調査に係る実践的な研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。また、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (略) (1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実 (略) 県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、<u>移動通信</u>事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。 (略) (5) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン	は、住家被害調査に係る実践的な研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。また、市町村間<u>や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との</u>応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (略) (1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実 (略) 県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、<u>携帯電話</u>事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、<u>おおいた防災アプリ</u>、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。 (略) (5) 救急医療対策の充実 イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。 (略) (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部<u>県民生活・男女共同参画課</u>、（略）） (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。 また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布、等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者	機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者<u>に加えて、保健・福祉関係者</u>の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。 (略) (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備 <u>(ル) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）の活用体制の整備</u> 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部<u>協働・共助推進室</u>、（略）） (略) (3) 市町村における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。 また、県との連携により、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ</u>、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、<u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u>、毛布、<u>プライバシー保護のためのパーティション</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 <u>なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するもの</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
への提供等に配慮する。 (略) (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 <u>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け</u>、不動産関係団体と協定を締結し、<u>その際の</u>取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。 また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>応急仮設住宅を提供</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体と協定の締結を図る。 「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、<u>県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備する</u>ものとする。 (略) (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により<u>孤立化する危険のある</u>地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 第4 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した	<u>とする。</u> (略) (5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 <u>賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け</u>、不動産関係団体と協定を締結し、<u>災害時の</u>取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。 また、災害により住家を失った人に対して迅速に<u>建設型応急住宅を供給</u>できるよう、プレハブ住宅関係団体や<u>木造住宅団体など、多様な住宅供給団体</u>と協定を締結する。 「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、<u>県と市町村が連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておく</u>ものとする。 (略) (8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置 要配慮者、災害により<u>孤立する可能性のある</u>地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。 第4 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、<u>新物資システム (B-Pl0) を活用し</u>、平時から、訓練等を通じて、<u>施設ごとの</u>物資の備蓄状況や運

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。 (略) 市町村は、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。 <u>令和3年4月1日現在の備蓄状況</u> <u>(図表)</u>	送手段等等の確認・更新を<u>定期的</u>に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。 (略) 市町村は、孤立が想定される地域について、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。 <u>県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。</u> <u>令和7年4月現在の備蓄状況</u> <u>(図表) ※最新の状況に更新</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、<u>「災害用ブロードバンド伝言板171」</u>など）の利用	第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、<u>「災害用伝言板」(web171)」</u>など）の利用

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (1) 災害対策連絡室 (略) ロ 地区災害対策連絡室 (イ) 主な設置基準 a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき c. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき d. その他、特に必要と認めるとき (略) (2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき c. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (1) 災害対策連絡室 (略) ロ 地区災害対策連絡室 (イ) 主な設置基準 a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。） b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき d. その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき (略) (2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき c. 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
とき d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき (略) ロ 地区災害警戒本部 (イ) 主な設置基準 a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、<u>又は由布岳</u>に係る噴火警報を発表したとき <u>c.</u> その他異常な自然現象等により当該振興局の管内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ) 設置基準 c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき d. 福岡管区気象台が<u>鶴見岳・伽藍岳、又は</u>由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある時 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略)	d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき (略) ロ 地区災害警戒本部 (イ) 主な設置基準 a. 大分地方気象台が当該振興局の管内に警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき c. <u>福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき</u> <u>d.</u> その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ) 設置基準 c. 福岡管区気象台が九重山、<u>鶴見岳・伽藍岳</u>に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき d. 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある時 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 (略) 【福祉保健医療部】 ・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の派遣 ・<u>医療支援チーム、保健活動チーム（保師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣</u> (略) ロ 地区災害対策本部 (略)	f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 ・<u>水道被害状況の把握</u> ・<u>給水車の調整</u> (略) 【福祉保健医療部】 ・救急医療体制の確立 ・<u>保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の派遣</u> (略) ロ 地区災害対策本部 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(二) 処理すべき主な事項 (略) (保健所班) ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>医療支援チーム、保健活動チーム</u>のローテーションや活動の調整 (略) (<u>総務班</u>) ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整 (略) 1 1 <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店内 (略) 1 5 九州電力(株)大分<u>支社</u>非常災害対策本部 (略) (3) 設置場所 九州電力(株)大分<u>支社</u>内	(二) 処理すべき主な事項 (略) (保健所班) ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>保健医療福祉活動チーム</u>のローテーションや活動の調整 (略) (<u>庶務班</u>) ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整 (略) 1 1 <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店内 (略) 1 5 九州電力(株)大分<u>支店</u>非常災害対策本部 (略) (3) 設置場所 九州電力(株)大分<u>支店</u>内

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 <u>(新設)</u> 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 ○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。 第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 (略)	第2節 動員配備 2 県の動員配備体制第 <u>(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 ○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 また、<u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。</u>全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。 第5節 災害情報・津波情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システム<u>等</u>の活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 <u>また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報シス</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
ヲ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。 (略) (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支社</u> <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店 (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>西日本電信電話</u> (株) 大分支店 ・ 九州電力 (株) 大分<u>支社</u> 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表)</u> (2) 応急救助の委任	<u>テム (SOBO-WEB) を通じて関係省庁等とも共有する。</u> (略) ヲ その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u> (略) (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支店</u> <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店 (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>NTT 西日本</u> (株) 大分支店 ・ 九州電力 (株) 大分<u>支店</u> 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u> (2) 応急救助の委任

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表)</u> 第7節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による情報連絡員の派遣 (1) のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行うことができる。	イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u> 第7節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 (1) 市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を<u>地区</u>情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 (略) (4) 県災害対策本部による<u>本庁</u>情報連絡員の派遣 (1) のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に<u>本庁</u>情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行うことができる。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>統</u>括管理者）が行う。 (略) 4 運航体制及び時間 (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は<u>5県（熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎）</u> 応援協定により対応する。 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 (略) (3) 派遣要請 (略) ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛	2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>総</u>括管理者）が行う。 (略) 4 運航体制及び時間 (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 (略) (3) 派遣要請 (略) ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。	隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。<u>なお、県庁における自衛隊の活動拠点は、本館2階正庁ホールに設置する。</u> 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) <u>(36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定</u> (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。 <u>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u> <u>6 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>6</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>7</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自	<u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>7</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>8</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第16節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等） a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 a の要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図る</u>よう努める。	動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、<u>一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下、「AZ-COM ネットワーク」という。）</u>との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 a の要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、<u>由布市バイク隊及び AZ-COM ネットワーク</u>は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える</u>よう努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第17節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平常時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力㈱大分<u>支社</u>、<u>西日本電信電話</u>㈱大分支店並びに九州旅客鉄道㈱大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。	第17節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力㈱大分<u>支店</u>、<u>NTT 西日本</u>㈱大分支店並びに九州旅客鉄道㈱大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後								
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 水防 2 水防組織 <u>組織図 玉来ダム建設事務所</u> (略) 3 本部、支部の設置と業務分担 (略) (3) 支部の業務分担（支部長：各土木事務所長、<u>玉来ダム建設事務所長</u>） 第6節 救急医療活動 (略) ○救急医療活動の実施 □<u>災害医療対策本部</u>の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉 (略) 2 主な機関の救急医療活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災 (応急対策)</td><td>(緊急対策)</td><td>72 時間</td></tr></table>	機関名	発災 (応急対策)	(緊急対策)	72 時間	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 水防 2 水防組織 <u>(削除)</u> (略) 3 本部、支部の設置と業務分担 (略) (3) 支部の業務分担（支部長：各土木事務所長） 第6節 救急医療活動 (略) ○救急医療活動の実施 □<u>保健医療福祉調整本部</u>の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛生班</u>〉 2 主な機関の救急医療活動 <table><tr><td>機関名</td><td>発災 (応急対策)</td><td>(緊急対策)</td><td>72 時間</td></tr></table>	機関名	発災 (応急対策)	(緊急対策)	72 時間
機関名	発災 (応急対策)	(緊急対策)	72 時間						
機関名	発災 (応急対策)	(緊急対策)	72 時間						

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
県	福祉保健部	○<u>災害医療対策本部</u>（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMA T及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの<u>災害医療対策本部</u>（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの<u>災害医療対策本部</u>への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	→	県	福祉保健部	○<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMA T及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの<u>保健医療福祉調整本部</u>への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	→
	保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→		保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
	市町村	○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整	→		市町村	○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整	→

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
	○医薬品・医療資器材等の確保			○医薬品・医療資器材等の確保	
日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施 →		日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施 →	
災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送 →		災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送 →	
大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 → ○ <u>災害医療対策本部</u> での活動 →		大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 → ○ <u>保健医療福祉調整本部</u> での活動 →	
大分県医師会	○医療救護活動の実施 →		大分県医師会	○医療救護活動の実施 →	
大分大学医学 部 附属病院	○医療救護活動の実施 →		大分大学医学 部 附属病院	○医療救護活動の実施 →	
大分県看護協 会	○災害看護活動の実施 →		大分県看護協 会	○災害看護活動の実施 →	
大分県薬剤師 会	○医療救護活動の実施 →		大分県薬剤師 会	○医療救護活動の実施 →	
大分県歯科医 師会	○医療救護活動の実施 →		大分県歯科医 師会	○医療救護活動の実施 →	
大分災害リハ ビリテーシ ョン推進 協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)		大分災害リハ ビリテーシ ョン推進 協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)	
(略)			(略)		
4 救急医療活動の実施			4 救急医療活動の実施		
(1) <u>災害医療対策本部</u> の設置			(1) <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置		

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
福祉保健医療部医療活動支援班は、県庁内に<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。 （略） （3）災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣 （略） ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。 ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部））への派遣を要請する。 （略） （6）広域的な緊急救急医療活動の調整 （略） ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 （略） 6 関係機関が実施する措置	福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛生班</u>は、県庁内に<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。 （略） （3）災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣 （略） ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。 ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部等））への派遣を要請する。 （略） （6）広域的な緊急救急医療活動の調整 （略） ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 <u>ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。</u> （略） 6 関係機関が実施する措置

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第7 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。	(略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第7 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。<u>なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健活動チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)	第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健師等チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平常時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。 (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。 (略) 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合って「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。	(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、<u>平時</u>から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。<u>特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。</u> (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を<u>必要に応じて</u>実施する。 (略) 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合って「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
なる。 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。	<u>また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難所運営コーディネーター」を養成する。</u> (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>新物資システム（（B-P1o）</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄<u>に加え、トイレカーの導入を検討する</u>など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （7）女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 （略） ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>子</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 （略） 6 避難生活者の保護・救援 （略） （2）<u>保健活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。	県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。</u> （7）女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 （略） ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>こ</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>こ</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 （略） 6 避難生活者の保護・救援 （略） （2）<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 (略) 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 (略) 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 (略) さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、<u>避難所や在宅、車中泊等</u>避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 (略) 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 (略) <u>・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 (略) さらに、市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
4 車中泊避難者への支援 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	4 車中泊避難者への支援 やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 <u>また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。</u>
5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。	5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。
6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）	6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）
第3節 食料供給	第3節 食料供給
1 食料の供給責任体制 （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。	1 食料の供給責任体制 （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、通信輸送部通信・輸送班〉 (略) ○給水班の派遣〈支援物資部〉 (略) ○<u>厚生労働省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班〉 (略)	イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>新物資システム (B-P1o)</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、通信輸送部通信・輸送班 (略) ○給水班の派遣〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、<u>総務班</u>〉 (略) ○<u>国土交通省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班、<u>被災者救援部</u>〉 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部食糧班</u>は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部は給水について、被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ロ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ハ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略) ☐ <u>災害医療対策本部</u>の設置<福祉保健医療部医療活動支援班>	2 給水活動の流れ (略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部、被災者救援部</u>は、被災地域への給水について、相互連携のもと調整を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部、<u>被災者救援部は被災地域へ</u>の給水について、<u>相互連携のもと</u>被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班、<u>被災者救援部</u>が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 給水車による給水</u> <u>ロ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ハ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ニ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略) ☐ <u>保健医療福祉調整本部</u>の設置<福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>災害医療対策本部</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。 (3) 医療救護班の調整	<u>生班</u>＞ (略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>保健医療福祉調整本部</u> <u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。<u>また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。</u> (3) 医療救護班の調整

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>災害医療対策本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞ □災害時健康危機管理支援チームの派遣＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞ ○保健衛生活動の実施＜地区災害対策本部保健所班＞ □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合	<u>保健医療福祉調整本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞ □災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の派遣＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞ ○保健衛生活動の実施＜<u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班</u>、地区災害対策本部保健所班＞ <u>□保健医療福祉調整本部の設置</u> □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームを編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時公衆衛生対策チーム</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の専門職）</u>の派遣要請 (略) 第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策	は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム<u>(DHEAT)</u>を編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 <u>なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市町村の活動を支援する。</u> (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣要請 (略) 第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇨市町村<u>教育委員会</u>⇨大分県教育委員会⇨文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村<u>教育委員会</u>と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。	(略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇨市町村⇨大分県教育委員会⇨文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 (略) 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 (略) 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力(株)大分支社、西日本電信電話(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。 第3節 農業水産業に関する応急対策 1 農作物応急対策 風水害 果樹 2. 施肥を合理的に行う。 <u>・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。</u> ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 (略) 干ばつ 野菜 1. 敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2. 灌水できる場所は、夕方充分散布する。	第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 (略) 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。<u>また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。</u>県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 (略) 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力(株)大分支店、NTT西日本(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。 第3節 農業水産業に関する応急対策 1 農作物応急対策 風水害 果樹 2. 施肥を合理的に行う。 <u>・被害程度に応じて施肥量を削減するか、分施を行う。</u> ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。 (略) 干ばつ 野菜 1. 敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2. 灌水できる場所は、夕方充分散布する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>3. 畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。</u> 4. ダニ、アブラムシの防除に努める。 干ばつ 果樹 1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びない内に刈る。 3. 落葉した場合は<u>摘果する。</u> 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。 2 畜産関係応急対策 (略) (2) 家畜の診療 災害時における家畜の診療は次の方法によるものとする。 イ 災害のため<u>平常時</u>の方法により、家畜の診療を受けることができないときは、市町村の定める場所その他において診療するものとする。	3. ダニ、アブラムシの防除に努める。 干ばつ 果樹 1. 敷草、敷わらをする。 2. 草生園では草が伸びない内に刈る。 3. 落葉した場合は<u>樹勢を調整するため着果制限を行う。</u> 4. 灌水できるところは、夕方地中灌水する。 2 畜産関係応急対策 (略) (2) 家畜の診療 災害時における家畜の診療は次の方法によるものとする。 イ 災害のため<u>平時</u>の方法により、家畜の診療を受けることができないときは、市町村の定める場所その他において診療するものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
第1章 災害復旧・復興の基本方針 災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。 <u>災害復旧・復興では、</u>こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。	第1章 災害復旧・復興の基本方針 災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。 こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
第1章 火山災害予防 1 火山防災体制の整備等の取り組み (1) 火山防災協議会での検討事項 県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するため平成28年7月に設置した鶴見岳・火山防災協議会及び平成28年9月に設置した九重山火山防災協議会において、住民等（住民（住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）及び、登山者等（登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）を指す。以下同じ。）の避難に関する次の事項について共同検討を行い、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。 (略) 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等を調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。	第1章 火山災害予防 1 火山防災体制の整備等の取り組み (1) 火山防災協議会での検討事項 県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平時から共同で検討するため平成28年7月に設置した鶴見岳・火山防災協議会及び平成28年9月に設置した九重山火山防災協議会において、住民等（住民（住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）及び、登山者等（登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）を指す。以下同じ。）の避難に関する次の事項について共同検討を行い、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。 (略) 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等を調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。 <u>大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国や市町村、関係機関と連携し、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害応急対策

改正前	改正後
第2章 火山災害応急対策 10 避難対策 火山防災協議会は、市町村が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。 また、市町村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平常時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応し、下記の取り組みを実施する。	第2章 火山災害応急対策 10 避難対策 火山防災協議会は、市町村が行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。 また、市町村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平時</u>からの火山防災協議会における検討結果に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応し、下記の取り組みを実施する。

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

事故等災害対策編	第 3 部 共通する災害応急対策・・・・・・・・・・ P 1 第 4 部 共通する災害復旧・復興・・・・・・・・・・ P 31 第 5 部 各種災害対策・・・・・・・・・・ P 32
----------	---

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用ブロードバンド伝言板171」</u>など）の利用	第1章 災害応急対策の基本方針等 第2節 県民に期待する行動 4 災害対応社員等の家族の安否確認 (略) 【災害時の安全確認方法の例】 ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・<u>「災害用伝言板（web171）」</u>など）の利用

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 (略) 【福祉保健医療部】	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (略) (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (略) (二) 処理すべき主な事項 (略) f. 各部の主な処理事務 【被災者救援部】 ・避難所開設 ・運営への協力・支援 ・避難所における被災者からの要望状況の把握 ・ボランティア活動に関する情報の一元管理 ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有 ・ボランティアの要請及び派遣についての調整 ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供 ・消費生活相談所の開設 ・生活関連物資の価格調査及び監視 ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援 ・水道被害状況の把握 ・給水車の調整 (略) 【福祉保健医療部】

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
・救急医療体制の確立 ・災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の派遣 ・<u>医療支援チーム、保健活動チーム（保師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣</u> （略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>医療支援チーム、保健</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） <u>（総務班）</u> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整	・救急医療体制の確立 ・<u>保健医療福祉活動チーム</u>（災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、災害派遣福祉チーム（D W A T）、<u>医療支援チーム、保健師等チーム等</u>）の派遣 （略） ロ 地区災害対策本部 （略） （二）処理すべき主な事項 （略） （保健所班） ・社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集 ・救急医療活動の調整 ・医薬品及び衛生資材の調達・確保 ・<u>保健医療福祉</u>活動チームのローテーションや活動の調整 （略） <u>（庶務班）</u> ・管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告 ・災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供 ・義援物資の受付品目・送付場所の情報提供 ・市町村災害対策本部との連絡調整

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) 11 <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システムの活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 (略) ヲ その他	(略) 11 <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店災害対策本部 (略) (3) 設置場所 <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店内 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (略) <u>(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u> 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 (略) ヌ 災害対応支援システム<u>等</u>の活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。 <u>また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。</u> (略) ヲ その他

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う。 (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支社</u> <u>西日本電信電話</u>（株） (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>西日本電信電話</u>（株）大分支店 ・ 九州電力（株）大分<u>支社</u> 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表)</u> (2) 応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表)</u>	大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行う<u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u> (2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例 (ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報 九州電力㈱大分<u>支社</u> <u>NTT 西日本</u>（株） (略) (3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。 ・ <u>NTT 西日本</u>（株）大分支店 ・ 九州電力（株）大分<u>支店</u> 第5節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u> (2) 応急救助の委任 イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。 ロ 情報提供 <u>(図表) ※最新の状況に更新</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第6節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 （1）市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 （略） （4）県災害対策本部による情報連絡員の派遣 （1）のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。<u>なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>	第6節 市町村への支援 市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 1 市町村における応急対策に関する状況把握等 大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。 （1）市町村における応急対策に関する情報収集 地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を<u>地区</u>情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。 （略） （4）県災害対策本部による<u>本庁</u>情報連絡員の派遣 （1）のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に<u>本庁</u>情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。 2 市町村への支援 1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第7節 広域的な応援要請 災害に際し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平常時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 （1）防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>統</u>括管理者）が行う。 （略） 4 運航体制及び時間 （1）365日体制とする。ただし、運航不能時は<u>5県（熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎）</u>応援協定により対応する。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5	第7節 広域的な応援要請 災害に際し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。 なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、<u>平時</u>から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。 第8節 防災ヘリコプターの運用の確立 2 運航管理体制 （1）防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（<u>総</u>括管理者）が行う。 （略） 4 運航体制及び時間 （1）365日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立 3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置 （略） （3）派遣要請 （略） ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。	節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。<u>なお、県庁における自衛隊の活動拠点は、本館2階正庁ホールに設置する。</u> 第10節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 (略) <u>(36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定</u> (略) 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。 <u>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編 第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<u>6</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>7</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第15節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等）	<u>6</u> 市町村は、<u>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u> <u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u> <u>7</u> 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。 <u>8</u> 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。 第15節 交通確保・輸送対策 5 陸上輸送体制 (略) (4) 輸送手段等の確保 (略) (ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等）

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 aの要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>協定締結先の事業者等と連携して、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図る</u>よう努める。	a. 車両の確保 公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、<u>一般社団法人AZ-COMネットワーク（以下、「AZ-COMネットワーク」という。）</u>との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 （略） b. 輸送方法 aの要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、<u>由布市バイク隊及びAZ-COMネットワーク</u>は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。 c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請 輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。 また、<u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第16節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平常時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分支社、<u>西日本電信電話</u>(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。	<u>速やかに整える</u>よう努める。 第16節 広報活動・災害記録活動 2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、<u>平時</u>から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。 (略) 4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置 その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分支社、<u>NTT 西日本</u>(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 7 県が実施する救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第4節 救出救助 7 県が実施する救出救助 (略) (5) 活動調整体制の確立 総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。 イ 地区災害対策本部は<u>地区</u>情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお<u>地区</u>情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前				改正後			
第5節 救急医療活動				第5節 救急医療活動			
(略)				(略)			
○救急医療活動の実施				○救急医療活動の実施			
□ <u>災害医療対策本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉				□ <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> 〉			
(略)				(略)			
2 主な機関の救急医療活動				2 主な機関の救急医療活動			
機関名		発災 (緊急対策)	72 時間	機関名		発災 (緊急対策)	72 時間
		(応急対策)				(応急対策)	
県	福祉保健部	○ <u>災害医療対策本部</u> （DMA T 調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置	→	県	福祉保健部	○ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMA T 調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置	→
		○医療情報の収集及び提供				○医療情報の収集及び提供	
県	福祉保健部	○大分DMA T 及び医療救護班への出動要請	→	県	福祉保健部	○大分DMA T 及び医療救護班への出動要請	→
		○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>災害医療対策本部</u> （DMA T 調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請				○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMA T 調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請	
県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>災害医療対策本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→	県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの <u>保健医療福祉調整本部</u> への出動要請（必要に応じて）	→
		○災害派遣精神医療チーム（DPA T）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPA T 派遣要請（必要に応じて）				○災害派遣精神医療チーム（DPA T）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPA T 派遣要請（必要に応じて）	
県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→	県	福祉保健部	○医薬品・医療資器材等の確保	→
		○県外のDMA T 及び医療救護班の出動要請				○県外のDMA T 及び医療救護班の出動要請	
県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→	県	福祉保健部	○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	→
		○広域医療搬送のためのSCUの設置要請				○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前					改正後				
	保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→			保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→	
	市町村	○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→			市町村	○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→	
	日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施	→			日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施	→	
	災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送	→			災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送	→	
	大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 ○ <u>災害医療対策本部</u> での活動	→			大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 ○ <u>保健医療福祉調整本部</u> での活動	→	
	大分県医師会	○医療救護活動の実施	→			大分県医師会	○医療救護活動の実施	→	
	大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施	→			大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施	→	
	大分県看護協会	○災害看護活動の実施	→			大分県看護協会	○災害看護活動の実施	→	
	大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施	→			大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施	→	
	大分県歯科医師会	○医療救護活動の実施	→			大分県歯科医師会	○医療救護活動の実施	→	

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前			改正後		
大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)		大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)	
(略)			(略)		
4 救急医療活動の実施			4 救急医療活動の実施		
(1) <u>災害医療対策本部</u> の設置			(1) <u>保健医療福祉調整本部</u> の設置		
福祉保健医療部医療活動支援班は、県庁内に <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。			福祉保健医療部医療活動支援班・ <u>福祉保健衛生班</u> は、県庁内に <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。		
(略)			(略)		
(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣			(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣		
(略)			(略)		
ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（ <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。			ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。		
ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（ <u>災害医療対策本部</u> （DMAT調整本部））への派遣を要請する。			ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（ <u>保健医療福祉調整本部</u> （DMAT調整本部等））への派遣を要請する。		
(略)			(略)		
(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整			(6) 広域的な緊急救急医療活動の調整		

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画	(略) ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。 <u>ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。</u> (略) 6 関係機関が実施する措置 (略) (3) 大分DMAT指定病院の措置 イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。 ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。 ハ 予め登録され、<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。 第6節 消防活動 2 市町村における消防活動 (1) 消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
の定めるところにより実施する。	の定めるところにより実施する。 <u>なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健活動チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)	第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕 (略) ○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □<u>保健師等チーム</u>の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略) 1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID</u>を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。 (略) 3 避難所における感染症対策 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。 (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもとなる。	(2) 避難先の検討・確保 (略) 併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。 (略) (4) 避難者の受入れ体制の確立 (略) 県は、市町村からの要請に応じて、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (略) (6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。 5 避難所の運営管理 (1) 避難所の運営管理体制の確立 市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもとなる。 また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把	<u>所運営コーディネーター」を養成する。</u> (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら<u>新物資システム（B-P10）</u>を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 (略) (5) 避難住民の健康への配慮 県及び市町村は、避難者の健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。 (略) (6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に<u>加え、トイレカーの導入を検討する</u>など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。 さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
握するため、<u>保健師等で構成する保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (7) 女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 (略) ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>子</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>子</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (略) 6 避難生活者の保護・救援 (略) (2) <u>保健活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整	握するため、<u>保健活動チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。</u> (7) 女性の視点からの避難所運営 避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。 (略) ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や<u>こ</u>どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。 ヘ 女性や<u>こ</u>どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (略) 6 避難生活者の保護・救援 (略) (2) <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣・調整 県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため<u>保健師等チーム</u>を派遣するとともに、各種団体等から参集する<u>保健医療福祉活動チーム</u>が円滑に活動できるよう調整する。 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 （略） 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 （略） 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 （略） さらに、市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 4 車中泊避難者への支援	県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、<u>避難所や在宅、車中泊等</u>避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 （略） 8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。 （略） <u>・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第2節 避難所外被災者の支援 3 避難所外被災者への情報伝達活動 （略） さらに、市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 4 車中泊避難者への支援

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 <u>また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。</u>
5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。	5 食料・物資の供給 県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、<u>大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき</u>、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。
6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健活動チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）	6 巡回健康相談の実施 県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、<u>保健師等チーム</u>を派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。 （略）
第3節 食料供給	第3節 食料供給
2 食料供給活動の流れ （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理	2 食料供給活動の流れ （略） （3）県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、通信輸送部通信・輸送班〉 (略) ○給水班の総合調整〈支援物資部〉 (略) ○<u>厚生労働省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班〉 (略) 2 給水活動の流れ	支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>新物資システム (B-P10)</u>を活用して、関係機関で共有する。 第4節 給水 本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。 〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) 市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、通信輸送部通信・輸送班 (略) ○給水班の総合調整〈支援物資部、<u>被災者救援部</u>、<u>総務班</u>〉 (略) ○<u>国土交通省</u>、日本水道協会等への応援要請〈総務班、<u>被災者救援部</u>〉 (略) 2 給水活動の流れ

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部食糧班</u>は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部は給水について、被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ロ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ハ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略) □<u>災害医療対策本部</u>の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班＞	(略) (3) 県における給水の実施 <u>支援物資部、被災者救援部</u>は、被災地域への給水について、相互連携のもと調整を行う。 (略) ロ 給水等 (イ) 給水の総合調整 支援物資部、<u>被災者救援部は被災地域へ</u>の給水について、<u>相互連携のもと</u>被災地への総合的な調整を行う。 (略) (ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請総務班、<u>被災者救援部</u>が行う。 3 給水の方法 (略) (2) 生活用水 <u>イ 給水車による給水</u> <u>ロ 学校プールその他適当な場所への貯水</u> <u>ハ 災害時協力井戸による給水</u> <u>ニ 浄水剤の支給による給水</u> 第6節 医療活動 (略) □<u>保健医療福祉調整本部</u>の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班・<u>福祉保健衛生班</u>＞

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編 第3部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>災害医療対策本部</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>災害医療対策本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。 (3) 医療救護班の調整	(略) 2 医療救護活動の実施 (1) <u>保健医療福祉調整本部</u> <u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（<u>保健医療福祉調整本部</u>（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。<u>また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。</u> (3) 医療救護班の調整

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
<u>災害医療対策本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞ □災害時健康危機管理支援チームの派遣＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞ ○保健衛生活動の実施＜地区災害対策本部保健所班＞ □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合	<u>保健医療福祉調整本部</u>に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。 地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。 第7節 保健衛生活動 (略) 〔保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕 (略) ○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞ □災害時健康危機管理支援チーム <u>(DHEAT)</u> の派遣＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞ ○保健衛生活動の実施＜<u>福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班</u>、地区災害対策本部保健所班＞ <u>□保健医療福祉調整本部の設置</u> □各種支援チームの受入れ及び活動調整 (略) 2 保健衛生活動の実施体制 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。 また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームを編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時公衆衛生対策チーム</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の専門職）</u>の派遣要請	は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム<u>(D H E A T)</u>を編成し、被災地域に派遣する。 (略) (2) 保健衛生活動の体制整備 地区災害対策本部保健所班及び<u>災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）</u>は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。 (略) 3 保健衛生活動の実施 市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。 <u>なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市町村の活動を支援する。</u> (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。 イ <u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣要請

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇄市町村<u>教育委員会</u>⇄大分県教育委員会⇄文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村<u>教育委員会</u>と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。	第11節 文教対策 6 文化財等の応急対策 (略) (2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。 所有者又は管理者⇄市町村⇄大分県教育委員会⇄文化庁 └──────────┘ 国指定文化財等 (3) 文化財保護のための指導等 (略) ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 各種災害対策

改正前	改正後
第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力㈱大分支社、西日本電信電話㈱大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。	第5章 社会基盤の応急対策 第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策 1 応急対策の基本方針 電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。<u>また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。</u>県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。 2 災害発生時の連絡体制の確立 (1) 九州電力㈱大分支店、NTT西日本㈱大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後
第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 2 被災者の生活再建支援等 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 <u>国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第1章 道路災害対策 第2節 道路災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (3) 救助・救急及び医療(助産)救護 イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。 ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。 ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 (4) 消防力の強化 イ 道路管理者の取るべき措置 消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第1章 道路災害対策 第2節 道路災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (3) 救助・救急及び医療(助産)救護 イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。 ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。 ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 (4) 消防力の強化 イ 道路管理者の取るべき措置 消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第2章 鉄道災害対策 第2節 鉄道災害予防 (3) 救助・救急及び医療救護 イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、<u>平常時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。 (略) (4) 防災体制の強化 イ 鉄軌道事業者のとりべき措置 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第2章 鉄道災害対策 第2節 鉄道災害予防 (3) 救助・救急及び医療救護 イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、<u>平時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。 (略) (4) 防災体制の強化 イ 鉄軌道事業者のとりべき措置 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第3章 航空機災害対策 第2節 航空機災害予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 イ 大分空港事務所のとるべき措置 消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。	第3章 航空機災害対策 第2節 航空機災害予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 イ 大分空港事務所のとるべき措置 消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第4章 海上災害対策 第2節 海上災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 防災体制の強化 イ 関係事業者の取るべき措置 海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。	第4章 海上災害対策 第2節 海上災害予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 防災体制の強化 イ 関係事業者の取るべき措置 海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり 林野火災予防対策の基本方針 市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。 (略) 2 林野火災に強い人づくり (略) (2) 防災知識の普及・啓発 イ 県は、<u>大分県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等</u>を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 (略) ロ 市町村のとるべき対策 (略)	第6章 林野火災対策 第2節 林野火災予防 1 林野火災に強いまちづくり 林野火災予防対策の基本方針 市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定<u>するとともに、林野火災防御図等の整備に努めるなど、林野火災対策の</u>推進を図るものとする。 (略) 2 林野火災に強い人づくり (略) (2) 防災知識の普及・啓発 イ 県は、<u>山火事予防運動等</u>を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して<u>インターネット等も活用しながら</u>広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 (略) (4) 消防力の強化 (略) ロ 市町村のとるべき対策 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(ロ)「消防力の<u>基準</u>」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利<u>等</u>の整備に努めるものとする。 第3節 林野火災応急対策 2 活動体制の確立 (4) 相互応援協力 イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、<u>他市町村に対して応援を指示するものとする。</u> ロ 市町村は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>応急措置の実施</u>が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。 ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>応急措置の実施</u>が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (略) (2) 消火活動	(ロ)「消防力の<u>整備指針</u>」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成するとともに、<u>林野火災を想定した</u>消防施設、消防設備、消防水利、<u>消防資機材</u>等の整備に努めるものとする。 第3節 林野火災応急対策 2 活動体制の確立 (4) 相互応援協力 イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、<u>代表消防機関等と協調して他市町村による応援について調整に努めるものとする。</u> ロ 市町村は、<u>林野火災に関する情報を速やかに情報共有するとともに</u>、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>対応</u>が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。 ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な<u>対応</u>が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。 3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 (略) (2) 消火活動

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
(略) ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 (略) ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。 また、<u>保有する林野火災用消防資機材を市町村等へ貸し付けるものとする。</u>	(略) ロ 消防機関は、速やか、<u>かつ、的確</u>に火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。<u>また、活動終期にあつては確実に鎮火するため残火処理等を徹底するものとする。なお、消火活動に当たっては山間地特有の危険性を把握し、安全管理を徹底するものとする。</u> (略) ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。 また、<u>ヘリコプターの運航調整等を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅰ 放射性物質事故対策 第2節 放射性物質事故予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>3</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市 第3節 原子力発電所事故事前対策 2 モニタリング体制の整備 (1) 環境放射線モニタリング体制の整備 県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、<u>平常時</u>から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。	第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策 Ⅰ 放射性物質事故対策 第2節 放射性物質事故予防 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略) (4) 消防力の強化 イ 事業者の取るべき措置 放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携を強化しておくものとする。 Ⅱ 原子力災害対策 第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 令和<u>7</u>年4月1日現在 発電所名 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市<u>久見崎町字片平山 1765-3</u> 第3節 原子力発電所事故事前対策 2 モニタリング体制の整備 (1) 環境放射線モニタリング体制の整備 県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、<u>平時</u>から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで<u>平常時</u>から自動的にW e bに表示されている。 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） （略） へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） （1）住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない<u>と言う</u>原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施（総合調整室原子力災害対策班） 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ <u>（概ね30km）圏域</u>内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。	県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで<u>平時</u>から自動的にW e bに表示されている。 4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、<u>健康政策・</u>感染症対策課、医療政策課、薬務室） 5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室） （略） へ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。 <u>ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u> <u>チ</u> その他原子力防災に関すること。 第4節 原子力発電所事故応急対策 2 住民等への情報伝達（総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班） （1）住民等への情報伝達活動 県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。 4 緊急時モニタリングの実施（総合調整室原子力災害対策班） 原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
第5節 原子力災害中長期対策 (略) (2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平常時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。	第5節 原子力災害中長期対策 (略) (2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、<u>平時</u>の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。